

表1-1 各給食提供方式の比較及び評価

大項目	中項目	小項目	自校方式	親子方式*	センター方式	デリバリー方式	
(1) 今後の学校給食のあり方							
食教育	食育		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の身近で調理が行われていることから、食育という観点で最も有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理場のある学校（親）では児童生徒の身近で調理が行われており、児童生徒への食育が可能である。 一方、調理場のない学校（子）での食育は難しく、サービスの偏りが生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の身近で調理が行われるわけではないが、施設見学会の開催や見学スペースの設置により、対応可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の身近で調理が行われておらず、対応は困難である。 	
	調理現場の見学		<ul style="list-style-type: none"> 見学スペースがない、もしくは、不十分な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学スペースや会議室等を設置することにより見学が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設であるため、対応は困難である。 	
	おいしい給食の提供	調理から喫食までの時間		<ul style="list-style-type: none"> 調理から喫食までの時間距離が短く、各校の児童生徒に温かい給食を提供することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理場のある学校（親）の場合、調理から喫食までの時間距離が短く、各学校の児童生徒に温かい給食を提供することが可能である。 ただし、調理場のない学校（子）の場合、調理から喫食までの時間が、自校方式より長くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理から喫食までの時間は、自校・親子方式よりも長くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理上いったん冷却する必要があることから、適温提供ができない。
		提供に当たっての水準		<ul style="list-style-type: none"> 全校の水準を高い状態で維持するには多くの人手と手間が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。 	<ul style="list-style-type: none"> 2か所もしくは1か所で水準の維持に努めるため効率的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者に対する水準遵守の徹底が必要となる。
	手作り給食の提供		<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに献立の工夫が可能で、個性化を図ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 調理食数が自校方式より多くなり、対応が比較的困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理食数が多く、対応は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理食数が多く、対応は困難である。 	
安全管理・衛生管理	安全性		<ul style="list-style-type: none"> 食中毒等が発生した場合、被害は最小限（1校）で済む。ただし、調理場数が多いため、発生する確率は高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒等が発生した場合、被害は自校方式よりやや大きくなるが、調理場は少ないため、発生する確率は低くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理は2か所もしくは1か所で済む反面、食中毒等の被害が発生した場合、全校にリスクが及ぶ可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒等の被害が発生した場合、全校にリスクが及ぶ可能性がある。 	
	食物アレルギー対応		<ul style="list-style-type: none"> 食数が少ないため対応は比較的容易である。 個々の施設で対応するため、経済的な負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自校方式よりは多いものの、食数が比較的少ないため対応は比較的容易である。 自校方式よりは、経済的な負担は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理を一元化してできるため、最も経済的にアレルギー対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時のリスクが大きく、責任の所在を明確にすることも難しいため、アレルギー対応を受け入れる事業者の確保が難しい。 	
	衛生管理		<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理基準の均一化を図るため、各校ごとの管理の徹底が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。 	<ul style="list-style-type: none"> 食材の検収、衛生管理基準を一元的に実施することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者に対する衛生管理の指導の徹底が必要となる。 	
効率的運営	市と調理員等とのコミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> 調理員の顔が分かり、ふれあいが可能で安心できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の定期的な派遣交流等の工夫により対応は可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士が給食センターに常駐することで対応可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応は困難である。 	
	運営の柔軟性		<ul style="list-style-type: none"> 短縮授業や学校行事等、個々の学校の状況に即した給食運営がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。 ただし、直前の大幅な食数減等の場合は対応が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食数の連絡調整を各学校と密に連携ができれば給食数の変更等の対応は可能である。ただし、直前の大幅な食数減等の場合は対応が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。 学校給食法等をはじめ各種学校給食に関わる法律が改定された際の対応は困難である。 	

* 親子方式 自校方式の学校（親）が、調理場を持たない学校（子）の給食調理も合せて行い、配送する仕組み

大項目	中項目	小項目	自校方式	親子方式	センター方式	デリバリー方式
(2) 運営形態などとりべき方策						
費用	初期投資費	施設整備費（建設費、厨房機器費、備品費）	・ 全校に施設を整備する必要があるため、施設整備費が最も高い。	・ 自校方式に比べて施設整備費は少ないが、センター方式より割高になる。	・ 集約化により施設整備箇所が少なくなり、施設整備費は最も安い。	・ 施設整備費は不要であるが、その分価格に上乗せされる。
		土地取得費	・ 敷地内に設置できない場合、新規敷地取得が必要となる可能性がある。	・ 同左。	・ 新たな敷地取得が必要となる可能性がある。	・ 土地取得費は不要であるが、その分価格に上乗せされる。
	運営費	人件費	・ 新たに栄養士の配置や調理員が必要となり、人件費が割高となる。	・ 同左。	・ 調理員の数は自校・親子方式よりも少ないことが多く、効率的な人員配置が可能である。	・ 運営費は不要であるが、その分価格に上乗せされる。
		光熱水費等	・ 光熱水費や備品の更新費用等の運営経費が割高となる。	・ 同左。	・ 光熱水費等の運営経費の低減が可能である。 ・ 食材の大量購入による経費の低減が可能である。	・ 光熱水費等は不要であるが、その分価格に上乗せされる。
		配送費	・ 配送費は不要である。	・ センター方式よりは少ないものの、配送費が必要となる。	・ 配送費が必要となる。	・ 配送費は不要であるが、その分価格に上乗せされる。
スケジュール	実施までの期間	・ 全校に整備することとなるため、調整期間及び整備期間が最も長くなる。	・ 自校方式に比べて、調整期間及び整備期間は短縮できるが、それでも相当の年数を要する。	・ 敷地が確保できれば、最も早期に整備が可能である。	・ 短期間での導入が可能である。 ・ ただし、保護者への説明及び理解を得ることに時間を要する。	
(3) その他						
その他			・ 学校の統廃合が生じた場合、影響を受けやすい。	・ 同左。	・ 学校の統廃合に対し、柔軟な対応が可能である。 ・ 建物や設備、敷地等を一体的に管理できる。 ・ 建て替えの場合、その間の給食提供を別途検討する必要がある。 ・ 学校とセンターが離れている場合、迅速な対応が難しくなる。	・ 近隣に対応できる民間事業者がいるかどうかの確認が必要である。 ・ また、民間事業者の突然の契約解除や倒産した場合の代替事業者の確保も検討しておくことが望ましい。
総合評価						
	総合評価		・ 温かい給食の提供や食育等の観点からはもっとも優れる方式である。 ・ 一方、全校における敷地の確保や整備期間の長期化、人員（管理栄養士等）の配置等の問題が発生する可能性がある。	・ 調理場のある学校に通う児童・生徒にとっては、自校方式と同様の優位性がある。 ・ 一方、調理場のない学校においては、提供される給食の温度や食育環境等に差がつき、不公平感が大きい。また、調理場を整備する学校にまとまった敷地が必要となる。	・ 提供される給食の水準や人員配置、費用等でバランスがよく、アレルギー等への対応も可能である。 ・ 一方、調理から喫食までの時間が、自校・親子方式に比べ長くなることや、食中毒等が発生した場合に、被害が広範に及ぶ可能性がある。	・ 施設整備費等の初期投資、維持管理運営費等が不要である点は優れる。 ・ 一方、その分は価格に上乗せされるため、他方式と比較して割高となる可能性がある。また、適温提供ができない、事業者の倒産リスクを除去できない等のデメリットがある。

表1-2 各給食提供方式の比較及び評価（国立市固有の状況）

	自校方式	親子方式	センター方式	デリバリー方式
国立市における各方式を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11か所に調理室を整備することとなるため、最も整備期間が長くなる。 ・ また、自校方式を採用するとしても、全校での整備が完了するまでに現施設が継続して使用できる可能性は低く、給食センター等の整備が必要となる可能性が高い。 ・ 現学校の敷地内に、必要となる調理場面積を確保することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現学校の敷地内に、必要となる調理場面積を確保することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食センターを整備できるだけの敷地を確保する必要がある（都市計画区域内の場合、用途地域は工業専用地域又は準工業地域に限定される。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に対応できる民間事業者がいるかどうかの確認が必要である。

表2 事業手法の比較・評価

	公設公営方式（従来方式）		公設民営方式		PFI的手法				PFI手法	民設民営方式		リース方式		
					DB方式 (設計・施工一括発注)		DBO方式 (設計・施工・運営一括発注)							
公共側 財政負担	一括の支払による 財政負担が大きい。	△	同左	△	同左	△	同左	△	割賦支払いにより 単年度の財政負担 が軽減され、平準化 が図れることによ るメリットが大き い。	○	初期投資費の負担 がなく、財政負担が 小さい。 平準化が図れる。	○	同左	○
経済性	土木、建築、電気、 機械のそれぞれに 分ける従来の発注 方法ではメリット がないが、一括した 建設工事の発注と した場合、ある程 度のスケールメリ ットが期待される。	△	建設などについて は左記のとおりで あるが、運営や維持 管理業務も委託す ることで民間ノウ ハウや競争性の確 保により効果を図 れる可能性がある。	○	事業規模によるスケ ールメリット、設計 段階から合理的で創 造的な提案がなさ れ、コスト削減が期 待される。	○	左に加え、維持管理、運営 についても、長期契約によ るノウハウの活用等の効果 が期待される。	◎	同左	◎	建設費に国等の補 助金が活用できな い。 ランニングコスト に工場設置費や設 備費が上乗せとな るため、コスト高と なる可能性がある。	△	同左	△
サービスの 向上	市が考えるとおり の計画・仕様で発注 できる。 運営に当たっては、 市の意思どおり、迅 速に対応できる。	○	市が考えるとおり の計画・仕様で発注 できる。 運営に当たっては、 企業ノウハウの導 入が可能である。	○	設計、施工一括によ り、企業ノウハウの 導入が可能である。 運営に当たっては、 市の意思どおり、迅 速に対応できる。	○	左に加え、維持管理は長期 の包括契約となるため、各 種維持管理業務に対し、民 間事業者が専門性を発揮で きる。 運営に当たっては、企業ノ ウハウの導入が可能であ る。 また、業務の一括発注によ り複数業務間の効率的実施 が図られ、業務の効率化及 びサービス水準の一層の向 上が期待できる。	◎	同左	◎	運営に当たっては、 都からの栄養士の 派遣は受けられず、 市で配置する必要 がある。	△	同左	△
リスク 負担	ほとんど全ての責 任及びリスクは市 が負担することが 原則である。	△	維持管理・運営につ いては当初想定し たコストの超過等 一部リスクを民間 に移転できる。	○	受注者側に設計にか かるリスクをある程 度は移転でき、また 市の調整統合業務も 軽減できる。	○	受注者側に設計にかか るリスクを移転でき、また市の 調整業務も軽減できる。 維持管理・運営につ いては当初想定したコストの 超過等、一部リスクを民間に 移転できる。	○	同左	○	民間事業者が倒産 した場合、サービス が維持できない等、 公共側ではコント ロールできない。	△	同左	△
災害時 対応	市の意思どおり、迅 速に対応できる。本 来業務を超えた対 応が可能である。	◎	平常時の業務以外 の対応については、 事前に受託者と協 議する必要がある。	○	市の意思どおり、迅 速に対応できる。本 来業務を超えた対 応が可能である。	◎	平常時の業務以外 の対応については、事前にSPC (特別目的会社)と金額や条件 等を詳細に協議する必要がある。	○	同左	○	市の意思どおりの 対応ができない。	△	同左	△
発注方式 の裏付け	設計施工分離発注 の原則に則る。	○	同左	○	「公共工事の品質確 保の促進に関する法 律(品確法)」による。	○	同左	○	「民間資金等の活 用による公共施設 等の整備等の促進 に関する法律(PFI 法)」による。	○	業務委託による。	○	業務委託による。 財務局長通知「債務 負担行為の運用に ついて」(昭和47 年9月30日付け自 治導第139号)に抵 触し、もっぱら資金 調達を目的とした 行為とみなされる 可能性がある。	△
手続等	手続期間が短い。	○	同左	○	一定の手続期間が必 要。	△	同左	△	同左	△	手続期間が短い。	○	同左	○

◎：優位、○普通、△：やや劣る